

令和7年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和 7 年 5 月 30 日（金）

長野市ふれあい福祉センター5階 ホール

資 料 一 覧

次 第	1ページ
委員名簿	2ページ
諮問事項	
資料 No1 ア 長野市における若者施策について	3ページ
資料 No2 イ 令和8年度 長野市の保育所等保育料(利用者負担)について・・	7ページ
資料 No3 ウ 第五次長野市地域福祉計画の策定について.....	9ページ
資料 No4 エ 第3次長野市障害者基本計画・第8期長野市障害福祉計画 ・第4期長野市障害児福祉計画の策定について.....	13 ページ
参考資料	
参考資料① 社会福祉法(抜粋)	16 ページ
参考資料② 長野市社会福祉審議会条例	17 ページ
参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領	21 ページ
参考資料④ 長野市職員名簿	22 ページ

令和 7 年度 第 1 回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和 7 年 5 月 30 日（金）

午後 2 時から午後 3 時まで（予定）

場所：長野市ふれあい福祉センター 5 階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 諮 問

5 議 事

(1) 諮問事項

ア 長野市における若者施策について

イ 令和 8 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

ウ 第五次長野市地域福祉計画の策定について

エ 第 3 次長野市障害者基本計画・第 8 期長野市障害福祉計画

・第 4 期長野市障害児福祉計画の策定について

6 そ の 他

（仮称）長野市子どもの権利条例の制定について

7 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	阿 出 川 希	長野市議会議員	児童福祉	
	桜 井 篤	長野市議会議員	障害者福祉	
	寺 沢 さゆり	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西 沢 利 一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
学識経験者	青 木 寛 文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井 藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜 田 秀 明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小 松 仁 美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高 野 哲 浩	成年後見センター リーガルサポートながの	障害者福祉	
	田 中 亜希子	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水 内 和 義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水 口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山 岸 明 浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	岩 下 秀 雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小 池 輝 昭	長野県社会福祉士会 ぱあとなあながの 運営委員会 成年後見人養成部会長	老人福祉	
	(高 山 さや佳)	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長	地域福祉	R7.3末をもって 役職を退任
	塚 田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	中 澤 和 彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	中 澤 敏 子	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	西 島 勉	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	丸 山 香 里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸 山 勝	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	障害者福祉	
	中 村 孝四郎	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山 本 悦 夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡 邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和 田 典 善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

長野市における若者施策について

こども未来部こども政策課

ながの子育て
応援キャラクター



FEEL NAGANO. BE NATURAL
この国で、わたしらしく生きる。長野市

1

1 背景

近年の子どもを取巻く法令等の整備の状況

基本となる法令等

日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法 等

（1）こども基本法（令和5年4月1日施行）

日本国憲法 及び 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その**権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体として取り組むことができるよう**こども施策**を総合的に推進することを目的として制定・施行された。

こども施策とは、**こどもに関する施策**とこれと一体的に講ずべき**施策**をいう

◆ こどもに関する施策

- ・ こどもの健やかな成長に対する支援
- ・ 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援
- ・ こどもの養育環境の整備

◆ 一体的に講ずべき施策

- ・ こどもや子育て家庭に関する施策：教育の振興、雇用環境の整備、医療の確保・提供など
- ・ **若者に係る施策：社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者への支援など**

(2) こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）
～ こどもまんなか社会の実現に向けて ～

こども基本法に基づき、「こども施策」を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める

基本方針

1. こども・若者を**権利の主体**として認識し、その多様な**人格・個性を尊重し、権利を保障し**、こども・若者の今とこれからの**最善の利益を図る**
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き対話しながら**、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応し**、十分に支援する
4. 良好な成長環境を確保し、**貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が**幸せな状態で成長**できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する**希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破**に取り組む
6. **施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との**連携**を重視する

3

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) **青年期**

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就学支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

4

2 長野市の若者施策の検討(若者に関する計画の策定)について

(1)現状と今後の方向性

市の各部局においては、**青年期の若者の活動を支援する取組**や**修学・ライフデザイン・就労・結婚支援**など、**様々な分野で事業を実施**している。今後、若者施策を体系的に整理することで、ライフステージに応じた施策の展開につなげる。

また、こどもから若者、大人となっていく過程で必要な支援が途切れない体制をとるため、現行において**不足する施策を明らかにし、支援を充実**するように取り組む。

(2)こどもに関する計画の策定状況

◆ 長野市子ども・子育て支援事業計画（第三期）【令和7年4月～】

（次世代育成支援対策行動計画を含む）

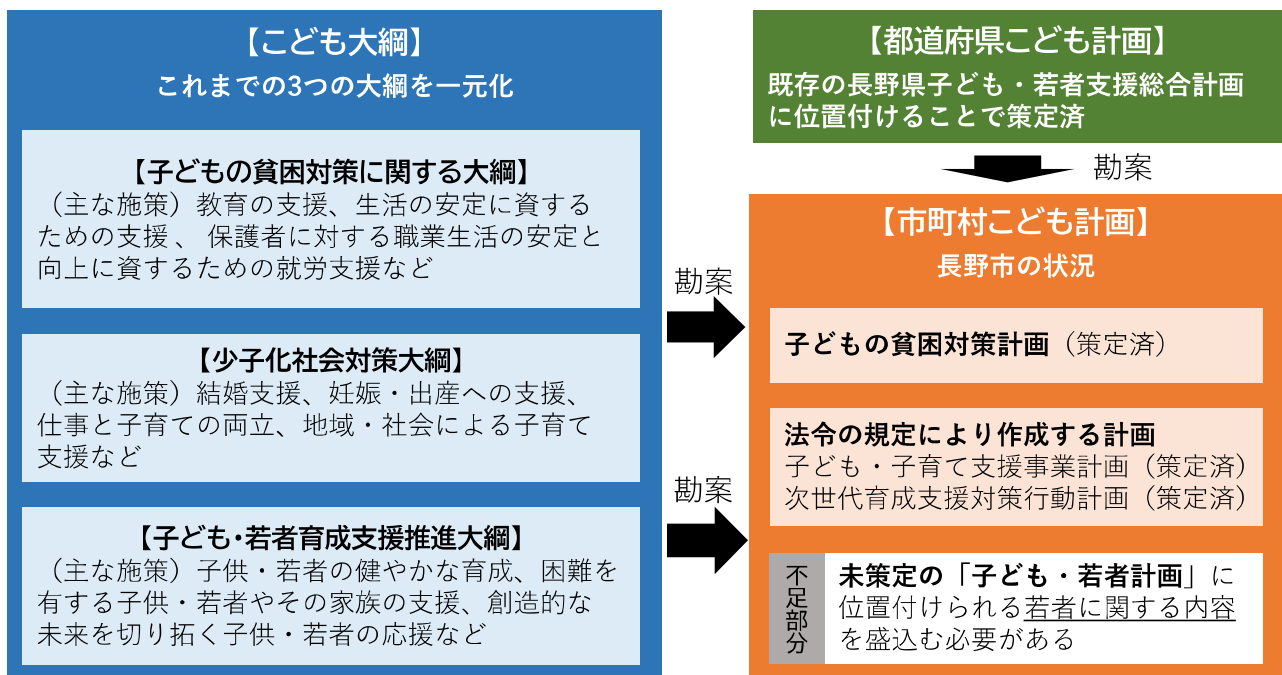
◆ 長野市子どもの貧困対策計画 【令和5年4月～】

5

(3) こども基本法

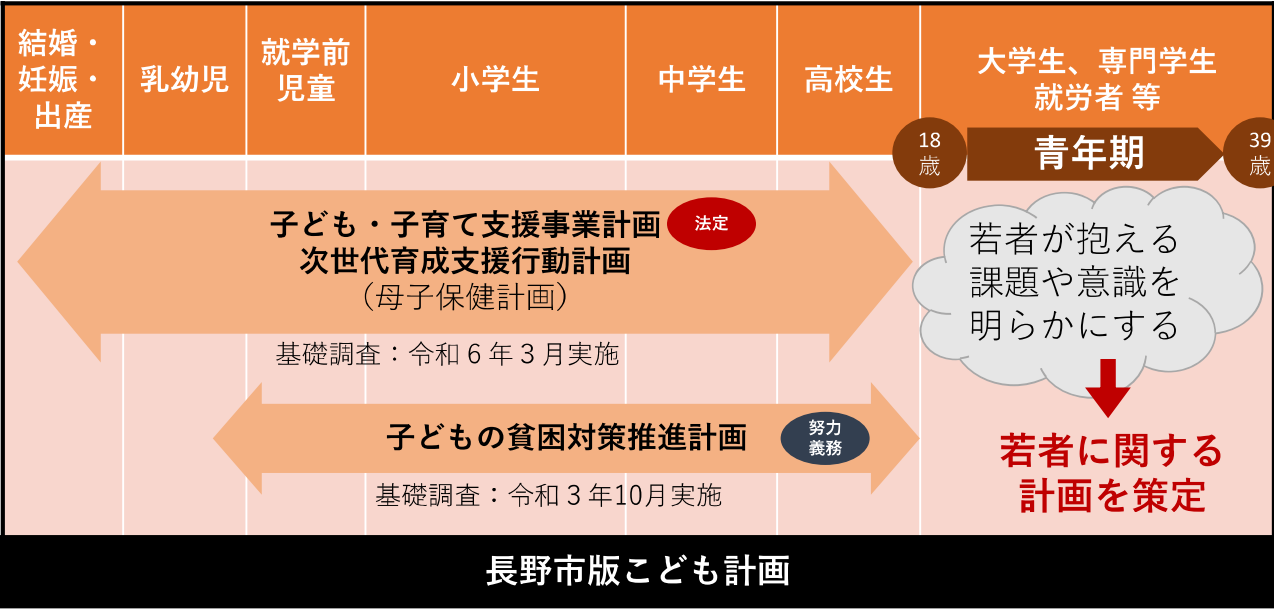
第10条において、都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成すること、**市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めること**としている。

(4) こども大綱



6

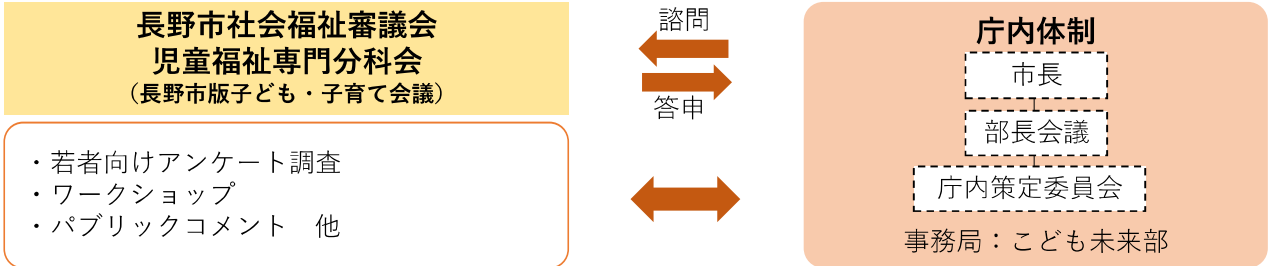
(5) 市町村こども計画の対象範囲イメージ



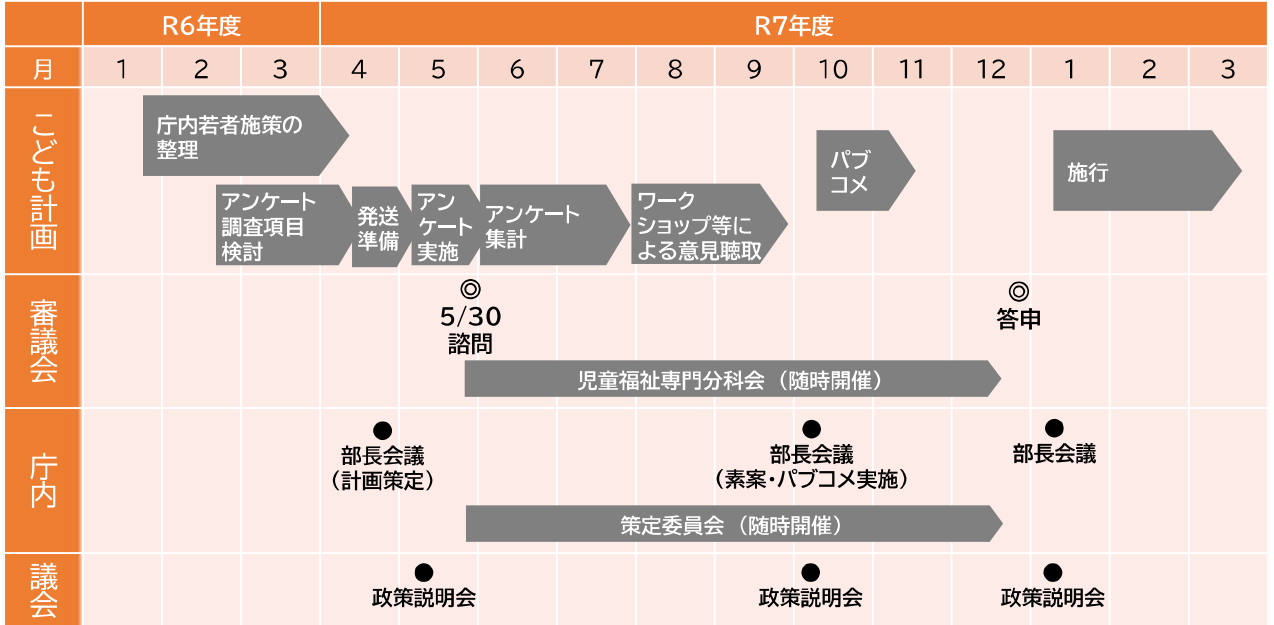
- ・本市の若者への支援を充実するため、若者への施策を整理し、全庁的に若者の課題解決に向けた意識を高め、不足する若者施策の展開につなげる。
- ・同時に計画の策定に必要な若者世代の基礎データ把握のため、思春期から青年期（高校生～39歳の若者）の課題や意識について、アンケート等による調査 及び 対話による意見聴取等を実施し、計画を策定する。

7

(6) 若者施策検討(若者に関する計画策定)体制



(7) スケジュール案



8

令和 8 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和 7 年 5 月 30 日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、昭和 50 年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を独自に軽減して設定しています。

3 令和 8 年度の保育料（利用者負担）について

本市における令和 8 年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和7年度保育料基準額表

表1 幼稚園、認定こども園（教育利用）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定 義			
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

多子カウント年齢制限なし
多子カウント年齢制限あり（小学校就学年齢まで）

表2 保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）											
階層区分	定 義	3歳未満児						3歳以上児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	9,900 [1,800]	4,950 [0]	0	9,900 [1,800]	4,950 [0]	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上 57,700円未満	14,200 [1,800]	7,100 [0]	0	14,000 [1,800]	7,000 [0]	0	0	0	0	0	0
		57,700円以上 60,000円未満	14,200 [1,800]	7,100 [0]	0	14,000 [1,800]	7,000 [0]	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	19,400 [1,800]	9,700 [0]	0	19,100 [1,800]	9,550 [0]	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上 77,101円未満	24,500 [1,800]	12,250 [0]	0	24,100 [1,800]	12,050 [0]	0	0	0	0	0	0
		77,101円以上 97,000円未満	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0
D11		397,000円以上	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0

[]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

保育料は、年度当初の年齢により決定するので、年度の途中で年齢が変わることにより変更はない。

表3 参考 軽減拡充後の保育料基準額表（赤字部分）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）											
階層区分	定 義	3歳未満児						3歳以上児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	4,950 [900]	0 [0]	0	4,950 [900]	0 [0]	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上 57,700円未満	7,100 [900]	0 [0]	0	7,000 [900]	0 [0]	0	0	0	0	0	0
		57,700円以上 60,000円未満	14,200 [900]	7,100 [0]	0	14,000 [900]	7,000 [0]	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	19,400 [900]	9,700 [0]	0	19,100 [900]	9,550 [0]	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上 77,101円未満	24,500 [900]	12,250 [0]	0	24,100 [900]	12,050 [0]	0	0	0	0	0	0
		77,101円以上 97,000円未満	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0
D11		397,000円以上	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0

多子カウント年齢制限なし

第五次長野市地域福祉計画の 策定について

保健福祉部福祉政策課

1 計画の目的と計画策定の根拠

1

社会福祉法（平成30年（2018年）4月改正施行）第107条の規定に基づく、
地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画
第四次長野市地域福祉計画が令和8年度に終了するため、令和9年度を
初年度とする「第五次長野市地域福祉計画」を策定するもの

2 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

3 社会福祉法に定める地域福祉計画に記載すべき事項

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●法第107条

- 市町村地域福祉計画策定は努力義務
- 策定するときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努める。
- 定期的に地域福祉計画の調査、分析、評価を行うよう努める。

① 市民参加

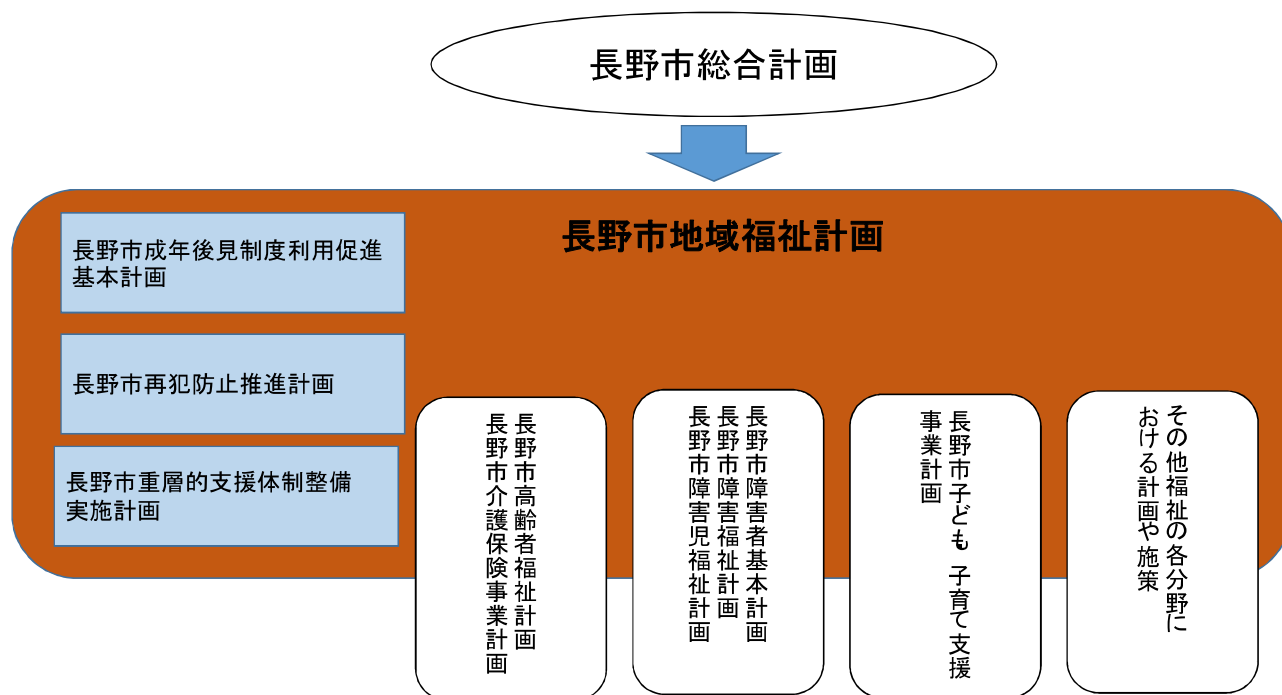
- ・地域福祉の推進には、地域住民の参加が前提であることから、「市民企画作業部会」を組織し、課題の整理、計画骨子や素案の作成等の協議を行う。

② 評価

- ・第五次地域福祉計画を策定に向け、より効果的な計画とするため、令和7年度に第四次地域福祉計画の中間評価を、長野市地域福祉推進会議（市民参画組織）を中心に実施する。

4 本市の地域福祉計画の位置付け

4



5

- ・長野市総合計画の施策を具体化する計画
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられる
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるための方向性を示すもの
- ・成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止計画、長野市重層的支援体制整備実施計画と一体的に策定
- ・長野市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」と一体的に策定

6

12

令和7年5月30日
長野市社会福祉審議会資料

第3次長野市障害者基本計画 第8期長野市障害福祉計画 第4期長野市障害児福祉計画 の策定について

長野市保健福祉部障害福祉課

1

1 計画策定の趣旨

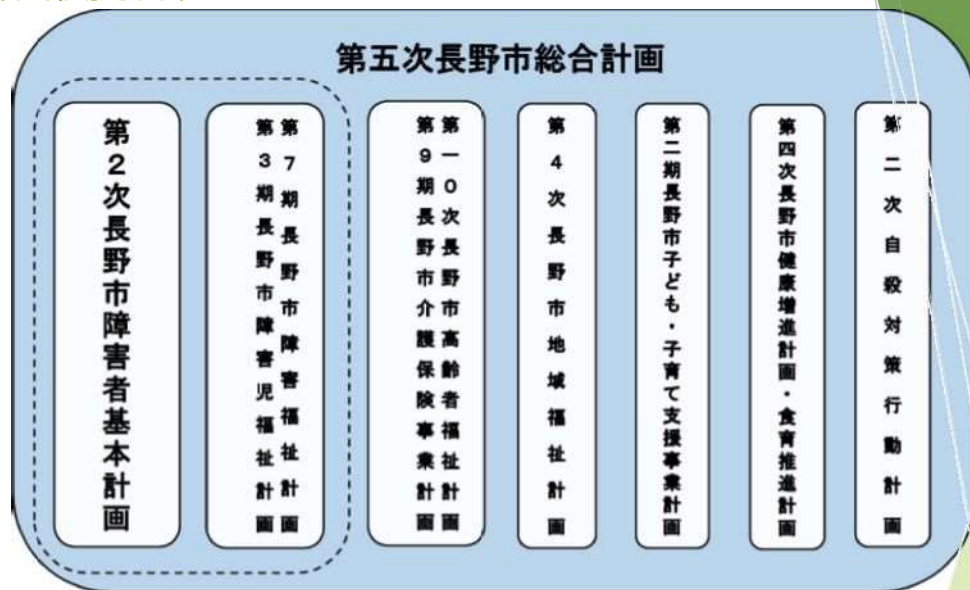
長野市では、令和2年度から令和8年度までを計画期間とする「第2次長野市障害者基本計画」を策定し、障害者の自立及び社会参加の促進に向けた障害福祉施策を推進している。この他、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期長野市障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」が令和8年度末をもって終了する。3つの計画が同時に終了することから、障害者施策を一層推進するため、「第3次長野市障害者基本計画」「第8期長野市障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」を一体化して策定する。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市	障害者基本計画	第1次(H28見直し)										第2次					第3次				
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期									
	障害児福祉計画							第1期		第2期		第3期		第4期							
県	障害者計画	長野県障がい者プラン2012								長野県障がい者プラン2018						長野県障がい者プラン2024					
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期											
	障害児福祉計画					第1期		第2期		第3期											
国	障害者基本計画	第3次障害者基本計画				第4次障害者基本計画				第5次障害者基本計画											

- ・第3次長野市障害者基本計画は令和9年度から令和14年度までの6年間とする。
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画は、令和9年度から令和11年度まで3年間とする。
- ・関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

2

2 各計画根拠法令



長野市障害者基本計画	目的	障害者のための施策に関する基本的な計画
	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
長野市障害福祉計画	目的	障害者支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策
	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
長野市障害児福祉計画	目的	国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援のサービスの量の見る計画
	根拠法令	児童福祉法第33条の20

3

3 障害者基本計画

【長野県障がい者プラン2024】（R6~R11）

市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すもので市町村の計画にあたって基本になるプラン

施策体系

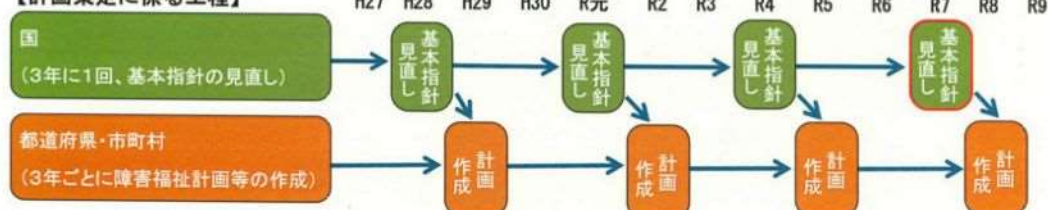
- 1 障がい者への理解と権利擁護の推進
- 2 地域生活の充実
- 3 安全で暮らしやすい地域づくり
- 4 社会参加の促進
- 5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

重点施策

- 1 共生社会の実現に向けた取組の強化
- 2 地域生活を支えるサービス基盤の充実
- 3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障
- 4 多様な障がいに対する支援の推進

4 障害福祉計画・障害児福祉計画

【計画策定に係る工程】



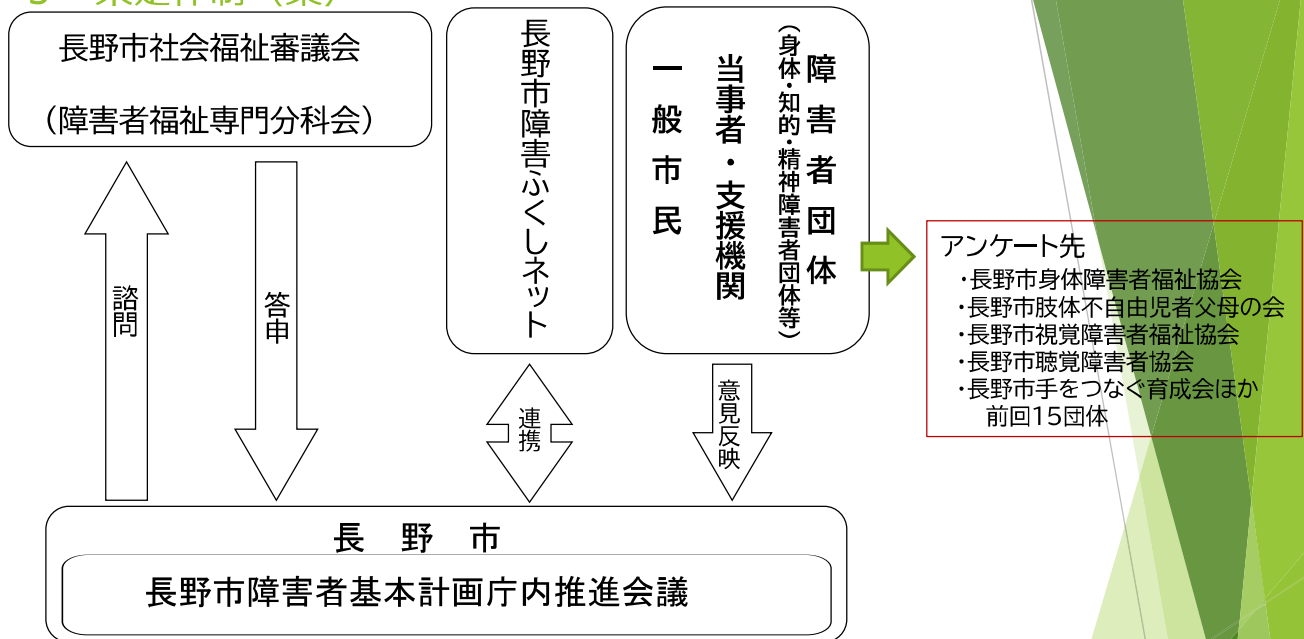
※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

1

国が示す基本方針について、令和7年度内に告示をする想定

4

5 策定体制（案）



長野市の障害者を取り巻く現状に即した計画を策定するため、以下の体制により調査や審議を行います。

- (1) 長野市社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会)への諮問・答申
- (2) 障害ふくしネットとの連携
- (3) 一般市民の意見反映(アンケート実施)
- (4) 障害者団体や当事者、支援機関の意見反映(アンケート・ヒアリング実施)
- (5) 庁内推進会議における現状調査・庁内調整

5

6 スケジュール（案）

長野市障害者基本計画・障害(児)福祉計画策定スケジュール

項目	令和7年度												令和8年度												R9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
内容	各事業の評価検証 新規・廃止事業洗い出し												基本計画素案・障害福祉計画素案作成												計画施行
部長会議													○						○			○			
市議会																			○					○	
社会福祉審議会	諮問												基本計画素案	○							パブコメ案		答申		
障害者福祉専門分科会	○	スケジュール・策定体制の説明				○					○			○					福祉計画素案・サービス量の見込	○			○		
庁内推進会議			○				○				○				○				○			○			
障害ふくしネット		○								○				○		○			○			○			

6

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年 3 月28日条例第12号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日条例第 8 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和 7 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	小 林 雅 裕	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部次長兼福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部生活支援課長	戸 谷 和 久	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	轟 貴 彦	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	戸 谷 昌 秀	
保健福祉部介護保険課長	小 田 切 伸 夫	
保健福祉部障害福祉課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部保健所総務課長（保健所副所長）	金 箱 孝 史	
保健福祉部保健所健康課長	佐 藤 恵 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	丸 山 隆 文	
こども未来部子育て家庭福祉課長	中 村 元 昭	
こども未来部次長兼保育・幼稚園課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 陽 子	